

# 『沼田市創業支援センター』オフィス使用者 募集要項

令和8年4月1日最終更新

## 1 沼田市創業支援センターについて

市内で新規に事業を開始（以下「創業」という。）しようとする者又は創業して間もない者への支援を行うことにより、沼田市の産業の発展に資するとともに、新たな産業及び雇用の場の創出を図るために設置した施設です。

## 2 センターの概要

(1) 所在地 沼田市下之町888番地 テラス沼田6階

(2) フloor図



(3) 使用時間

(オフィス) 終日使用できます

※午後10時～午前7時30分の間はテラス沼田出入口が通常時と異なります

(会議室) 午前9時から午後9時までとします

### 3 オフィスの使用条件

#### (1) 使用料金など

名称	広さ	料金 (税込)	電気料	備考
オフィス 6 A	2 6 m <sup>2</sup>	14,300 円	各部屋に個別に設置した電気メーターを月 1 回検針し、使用量に応じた電気料を各使用者に対し請求します。(基本料金及び共有スペース分は市が負担します。)	・フリーWifi 完備
オフィス 6 B	2 6 m <sup>2</sup>	14,300 円		・オフィス家具 (事務机×2、椅子×2、キャビネット×1) あり (無料)
オフィス 6 C	3 0 m <sup>2</sup>	16,500 円		・冷暖房完備 ・給湯スペースとトイレ完備 (共用) ・共有会議室あり (無料) ・駐車場 1 台分 (無料)

・創業、起業に関する専門家による相談サービスや各種セミナーへの参加が可能です。

(2) 使用期間 オフィスの使用期間は、原則 3 年以内とします。

#### (3) 申込資格

オフィスの使用者は、次の①から④までの要件を全て満たす方とします。

- ① オフィスの使用期間満了後も市内で引き続き事業を行う意志が有る方
- ② 次の a～c いずれかに該当する方
  - a 事業を営んでいない個人又は団体で、オフィスの使用を開始する日以後 3 年以内に創業する具体的な計画を持っている方
  - b オフィスの使用開始時において、創業から 3 年を経過していない個人、団体又は中小企業基本法 (昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号) 第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者
  - c a または b に準ずる者として、市長が特に必要があると認めるもの
- ③ 市税等を滞納していないこと
- ④ 卸売業、小売業又はサービス業で接客を業務とする事業をオフィスにおいて行わないこと

#### (4) 使用許可をしない場合

申込資格の要件に関わらず、次の①から⑤までのいずれかに該当している場合は、申込みをすることができません。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- ② 施設又はこれに附帯する設備を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき
- ③ 政治的活動又は宗教的活動に使用するおそれがあると認められるとき
- ④ 沼田市暴力団排除条例 (平成 2 4 年条例第 2 1 号) 第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等が使用するおそれがあると認めるとき
- ⑤ その他管理上支障があると認められるとき

#### (5) 使用許可の取り消し等

使用の許可を受けた者が次の①から④までのいずれかに該当するときは、使用条件の変更もしくは使用中止とします。

- ① 「3-(4) 使用許可をしない場合」のいずれかに該当するに至ったとき
- ② この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき
- ③ 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき
- ④ その他市長が特に必要と認めるとき

#### (6) 禁止事項

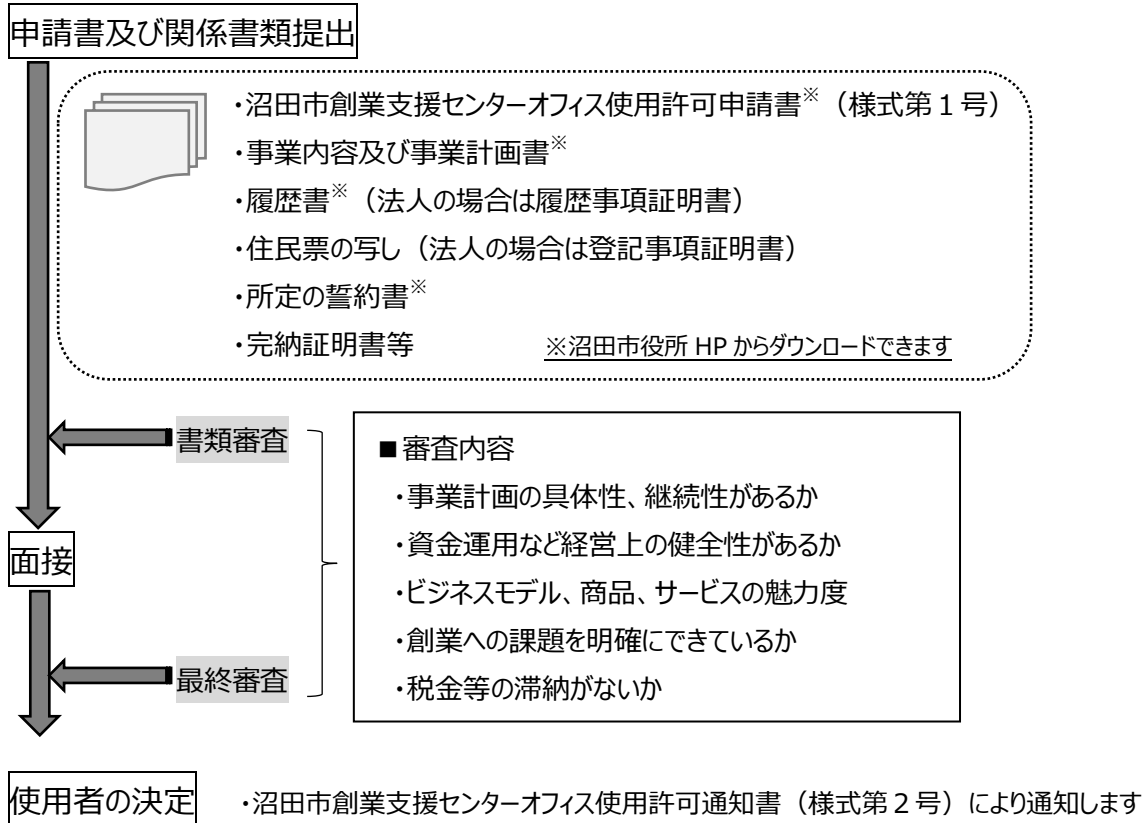
- ・使用の許可を受けたオフィスを転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはいけません
- ・センターを寝泊まり等居住の用に供することはできません
- ・センター内において火気の使用及び喫煙はできません

#### ■その他

- ・万が一盗難などがあった場合でも、沼田市及び創業支援センターは一切の責任を負いませんので、ご承知おきください
- ・オフィス使用者は、オフィスの事業活動等について、沼田市創業支援センターオフィス事業活動等報告書（別記様式第12号）に関係書類を添えて、1年に1回以上提出していただきます
- ・オフィスの仕様を変更する場合は、事前申請及び許可が必要になります

## 4 使用申込受付のながれ

オフィスを使用できる者の募集方法は、公募によるものとし、下記のとおり審査、決定します。



### ■スケジュール

※現在の申し込みについては、令和8年4月1日～令和8年5月8日まで受け付けています。書類提出後、事務局より面接のご連絡をさせていただきます。最短入居可能日については、書類提出後20日程度を予定しています。

### 【問合せ先&申請書等提出先】-----

沼田市創業支援センター運営協議会事務局（沼田市経済部産業振興課内）

〒378-8501 沼田市下之町888 テラス沼田5階

TEL：0278-23-2111（内線5002） FAX：0278-24-5179

Mail：[kigyo@city.numata.lg.jp](mailto:kigyo@city.numata.lg.jp)

-----

※この募集要項は今後変更することがあります。あらかじめご了承ください。